

令和3年6月24日(木)・25日(金)

## 総務委員会資料

### 付託議案

《一般事件案》

承認第1号議案

専決処分事件の報告及び承認について<関係分>

令和2年度島根県一般会計補正予算(第13号)

(消防総務課)・・・P1

### 報告事項

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応について  
(防災危機管理課)・・・P3
- 2 原子力災害時に使用する福祉車両の追加的な確保について  
(原子力安全対策課)・・・P9
- 3 原子力防災に係る「緊急時対応」のとりまとめについて  
(原子力安全対策課)・・・P10

防 災 部

【承認第1号議案】

令和2年度島根県一般会計補正予算（第13号）  
 <令和3年3月31日専決処分>  
 歳出総括表〔防災部〕

一般会計

（単位：千円）

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
消防総務課	940,496	▲ 280	940,216
防災危機管理課	496,858	0	496,858
原子力安全対策課	1,661,514	0	1,661,514
合計	3,098,868	▲ 280	3,098,588

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	概要	予算科目			議案資料2 掲載ページ
					款	項	目	
消防総務課	940,496	▲ 280	940,216	財源 債 ▲300 県 20				
1 防災情報システム整備事業費	262,134	▲ 280	261,854		2	6	2	30

新型コロナウイルス感染症への対応について  
新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
5月18日(火)		県内感染者確認 (12名、浜田市・出雲市・益田市・吉賀町、計469名)
5月19日(水)		県内感染者確認 (13名、松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・吉賀町・県外、計482名)
5月20日(木)		県内感染者確認 (7名、松江市・出雲市・益田市、計489名)
5月21日(金)	<p><b>緊急事態宣言の実施区域の追加</b> (緊急事態措置実施区域及び期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県 5月23日から6月20日まで</li> </ul> <p><b>まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示</b> (重点措置実施区域及び期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県、千葉県、神奈川県 4月20日から5月31日まで</li> <li>・岐阜県、三重県 5月9日から5月31日まで</li> <li>・群馬県、石川県、熊本県 5月16日から6月13日まで</li> </ul> <p><b>基本的対処方針の変更</b></p>	県内感染者確認(3名、雲南市・吉賀町、計492名)
5月22日(土)		<p>県内感染者確認 (6名、益田市・雲南市・津和野町・吉賀町、計498名)</p> <p><b>第34回県対策本部会議</b> 知事指示事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域との往来を控えること等を要請</li> </ul>

日付	国	島根県
5月23日(日)		県内感染者確認 (6名、松江市・浜田市・雲南市、計504名)
5月24日(月)		県内感染者確認 (8名、松江市・出雲市・益田市・雲南市・津和野町、計512名)
5月25日(火)		県内感染者確認 (8名、松江市・浜田市・益田市・大田市、計520名)
5月26日(水)		県内感染者確認(6名、益田市・雲南市、計526名)
5月27日(木)		県内感染者確認(3名、益田市・津和野町、計529名)
5月28日(金)	<b>緊急事態宣言の実施期間の延長</b> <b>(～6月20日)</b> (緊急事態措置実施区域) 北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県 <b>まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示</b> (重点措置実施区域及び期間) ・埼玉県、千葉県、神奈川県 4月20日から6月20日まで ・岐阜県、三重県 5月9日から6月20日まで ・群馬県、石川県、熊本県 5月16日から6月13日まで <b>基本的対処方針の変更</b>	県内感染者確認(6名、出雲市・大田市、計535名)
5月29日(土)		県内感染者確認 (5名、松江市・江津市・吉賀町、計540名)
5月31日(月)		県内感染者確認(2名、松江市・津和野町、計542名)  <b>第35回県対策本部会議</b> 知事指示事項 (県民向け)

日付	国	島根県
		・緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域との往来を控えること等を要請
6月1日(火)		県内感染者確認(1名、益田市、計543名)
6月3日(木)		県内感染者確認(2名、松江市・大田市、計545名)
6月6日(日)		県内感染者確認(2名、雲南市、計547名)
6月8日(火)		県内感染者確認(1名、松江市、計548名)
6月10日(木)	<p><b>まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示</b>  (群馬県、石川県、熊本県が6月13日をもって措置を終了)  (重点措置実施区域及び期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県、千葉県、神奈川県 4月20日から6月20日まで</li> <li>・岐阜県、三重県 5月9日から6月20日まで</li> </ul>	
6月11日(金)		<p>県内感染者確認(1名、松江市、計549名)</p> <p><b>第36回県対策本部会議(書面開催)</b>  決定事項  (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急事態措置を実施すべき区域及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域との往来を控えること等を要請</li> </ul>
6月12日(土)		県内感染者確認(1名、松江市、計550名)
6月14日(月)		県内感染者確認(1名、雲南市、計551名)
6月17日(木)	<p><b>緊急事態宣言の実施区域の変更及び期間延長(～7月11日)</b>  (緊急事態措置実施区域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県</li> </ul> <p><b>まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示</b>  (重点措置実施区域及び期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県、千葉県、神奈川県</li> </ul>	

日付	国	島根県
	4月20日から7月11日まで ・北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 6月21日から7月11日まで <b>基本的対処方針の変更</b>	
6月18日（金）		<b>第37回県対策本部会議</b> 知事指示事項 （県民向け） <b>（都道府県をまたぐ移動）</b> ・緊急事態措置を実施すべき区域である、沖縄県との往來を控えること ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域である、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県との往來を控えること ・緊急事態措置を実施すべき区域から今回、除外された都道府県で、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に該当しない、岡山県及び広島県との往來を控えること ・この他に、栃木県、群馬県、富山県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、山口県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県などのように、各都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛や、県境を越えた不要不急の移動の自粛を要請している地域との往來については、慎重に判断すること、特に、発熱等の症状がある場合は、往來を控えること ・ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などでの往來は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないこと <b>（基本的な感染対策の徹底）</b> ・家庭や職場での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗

日付	国	島根県
		<p>いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策に取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単身赴任中のご家族など、自宅等に県外から帰県された方がいる場合には、家庭でできる感染予防対策、       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 会話をする時は自宅でもマスクを着用</li> <li>② ドアノブや電気のスイッチなど手で触れる共用部分の消毒</li> <li>③ 石けんでのこまめな手洗いやアルコール消毒</li> <li>④ 窓を開けておくなど定期的な換気</li> <li>⑤ 寝室を分ける</li> <li>⑥ 洗面所等のタオルやコップを共有しない</li> <li>⑦ 大皿の料理を避け、食器や箸等を共用しないなどを徹底すること</li> </ol> </li> </ul> <p><b>(職場等での健康管理)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること</li> <li>・ 各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること</li> </ul> <p><b>(飲食店等の利用)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各店舗において感染拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした対策が徹底された店舗を利用して頂くことを前提として、       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること</li> <li>② 飲食の際の人数を、9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方、県外からご家族やご親戚の方が自宅に帰省された方は、2週間経過するまでは参加を控えること</li> <li>③ 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて合計で1時間30分を限度とすること</li> <li>④ 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、</li> </ol> </li> </ul>

日付	国	島根県
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県外での利用を控えること</li> <li>・ 県内でも県外の人との利用を控えること</li> </ul> <p>⑤カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底すること</p> <p>ただし、いずれの事項も、「鳥取県」と、生活（通勤、買物等）圏域に属する「広島県・山口県」の一部の地域については、県内と同様に扱う</p> <p><b>（十分な換気の実施）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと</li> </ul> <p><b>（業種ごとのガイドライン遵守）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること</li> </ul> <p><b>（イベント開催の目安）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島根県の対応（令和2年11月20日島根県対策本部決定）によること</li> </ul> <p><b>（接触確認アプリの活用）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること</li> </ul> <p><b>（事業所での接触低減の取組）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと</li> </ul> <p><b>（誹謗中傷や差別の防止）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染された方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき人権に配慮した冷静な行動をとること</li> </ul>

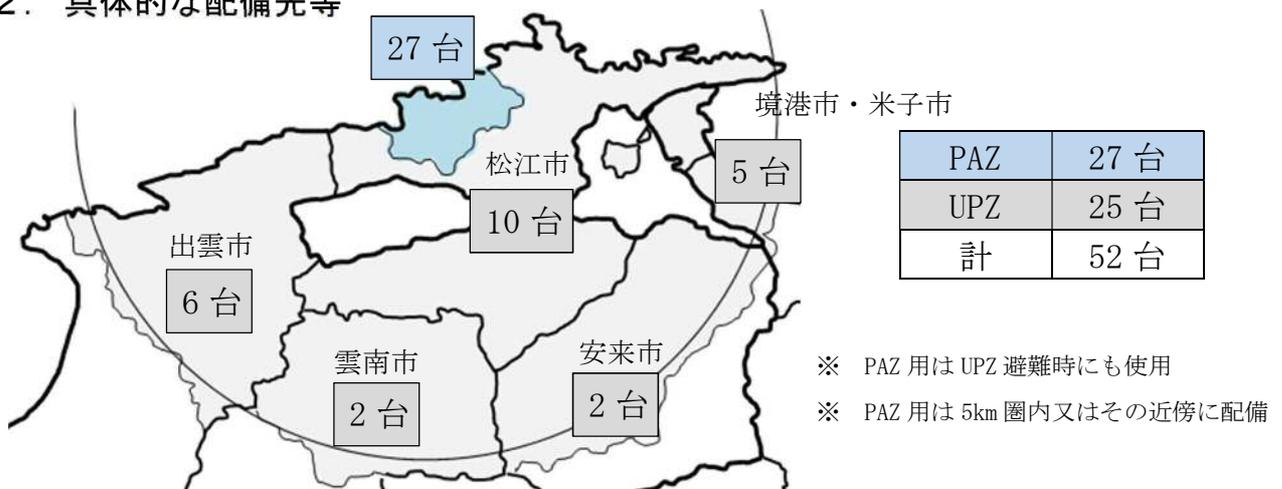
## 原子力災害時に使用する福祉車両の追加的な確保について

### 1. 経過

- (1) 原発から5～30キロ圏の避難行動要支援者が避難で使用するストレッチャー車両については、必要台数の202台は満たしているものの、余裕度が少ない状況
- (2) また、放射性物質放出前の早い段階から避難が必要な原発から5キロ圏では、より迅速・確実な避難のためにも追加的な確保が必要
- (3) 島根県知事から中国電力(株)へ、鳥取・島根分併せて、追加的な確保を要請した結果、中国電力(株)はストレッチャー車両52台を確保

	使用車種別要支援者数		必要台数	確保台数
PAZ (5km 圏内)	車椅子車両	90 人	90 台	876 台  103 台 → [+27 台] → 130 台 <small>〔うち 5km 圏内施設保有等 6 → +27 → 33〕</small>
	ストレッチャー車両	10 人	10 台	
UPZ (5～30km 圏内)	車椅子車両	6,325 人	452 台	1,862 台  255 台 → [+52 台] → 307 台 <small>〔うち 5km 圏内施設保有等 6 → +27 → 33 30km 圏内施設保有等 92 → +25 → 117〕</small>
	ストレッチャー車両	2,816 人	202 台	

### 2. 具体的な配備先等



- (1) ストレッチャー1台、車椅子2台が同時に搭載可能な車種を想定
- (2) 中国電力(株)と関係市の間で使用貸借契約を締結した上で、市内の社会福祉施設等へ配備し、平常時は当該施設で利用

## 原子力防災に係る「緊急時対応」のとりまとめについて

### 1. 「緊急時対応」とは

原子力防災対策について、国が責任をもって対応するため、エネルギー基本計画等で次の手続きが示されている。

- (1) 原子力災害対策に係る地域防災計画や避難計画について、原発が所在する地域ごとに「地域原子力防災協議会」を設置
  - ① 構成員（島根地域）  
関係府省庁の防災担当審議官等、島根県副知事、鳥取県副知事
  - ② オブザーバー（島根地域）  
松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、中国電力株
- (2) その協議会に作業部会を設置して、その地域の避難計画等の内容を確認し、その具体化、充実化を実施
- (3) 協議会でその地域全体の避難計画となる「緊急時対応」をとりまとめ、それが、具体的かつ合理的であることを確認
- (4) さらに、内閣総理大臣を議長とする「原子力防災会議」で了承

### 2. 「緊急時対応」の具体的な内容

別紙1（P11）～別紙3（P13）のとおり

### 3. 島根地域における協議会設置と今後の予定

- (1) 島根地域では、平成27年に協議会を設置し、以降30回の作業部会を開催
- (2) 今後、協議会において、緊急時対応をとりまとめ、その後、原子力防災会議に諮る予定

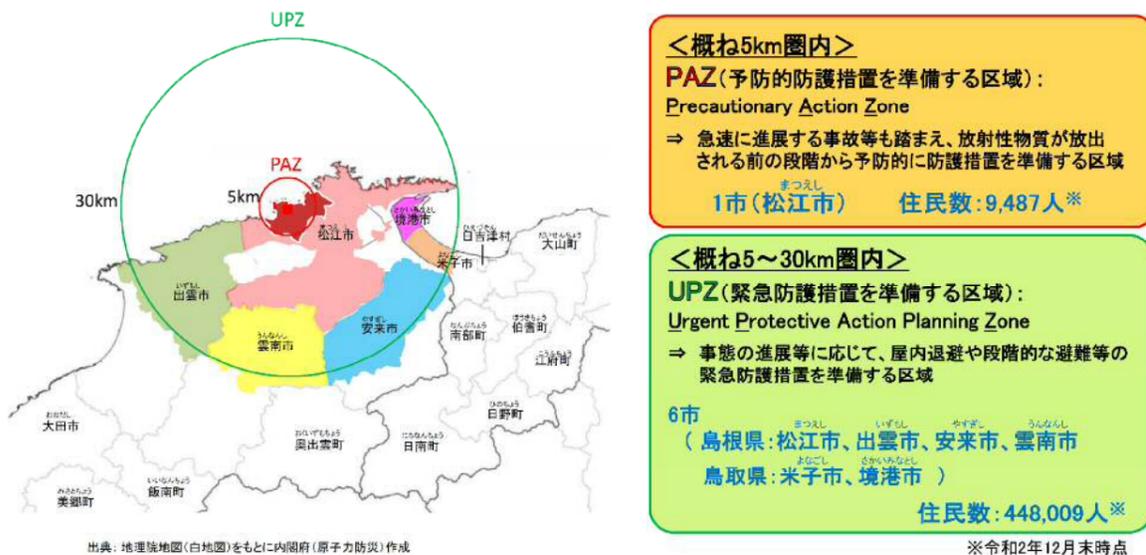
# 原子力災害対策重点区域と緊急時の防護措置

## 1. 原子力災害対策重点区域の概要

島根地域における原子力災害対策重点区域の人口は 457,496 人

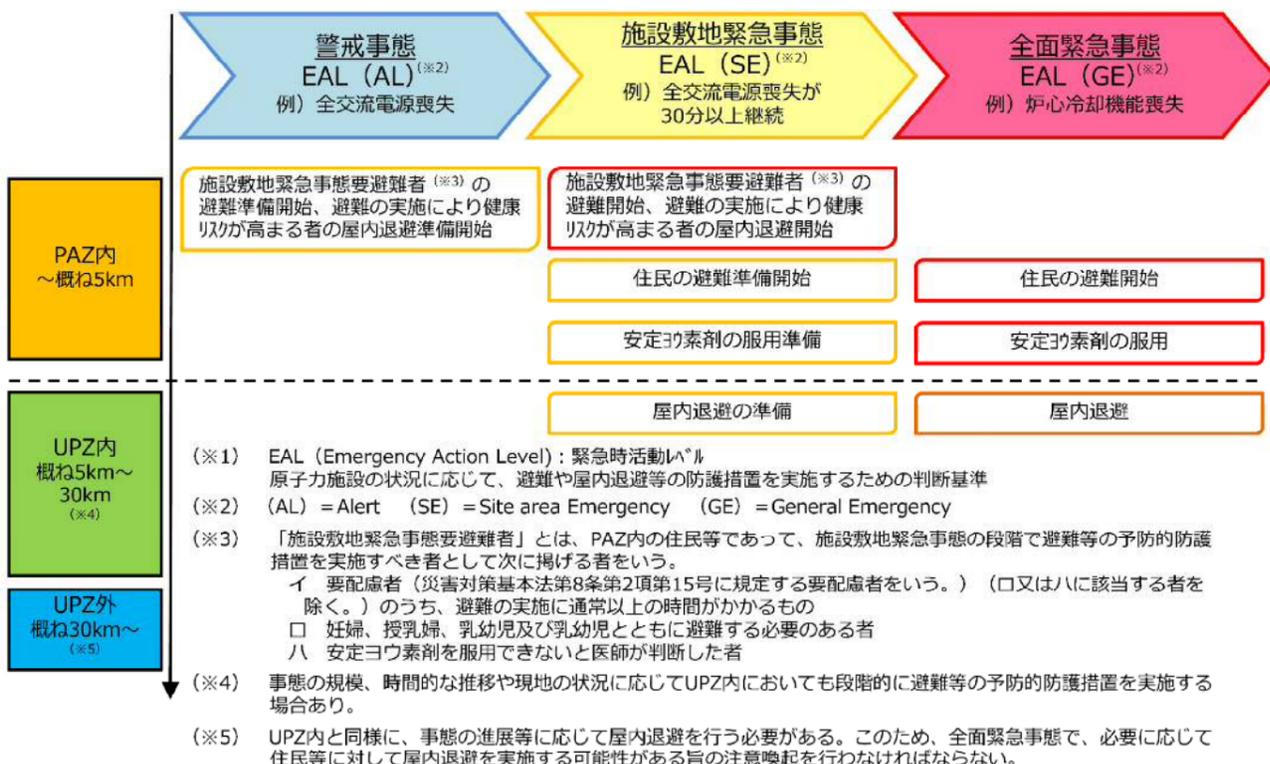
PAZ内（概ね5 km）の人口は、松江市 9,487 人

UPZ内（概ね5 km～30 km）の人口は、島根県及び鳥取県の関係 6 市で計 448,009 人



## 2. 緊急事態の防護措置（緊急時活動レベル：EAL）

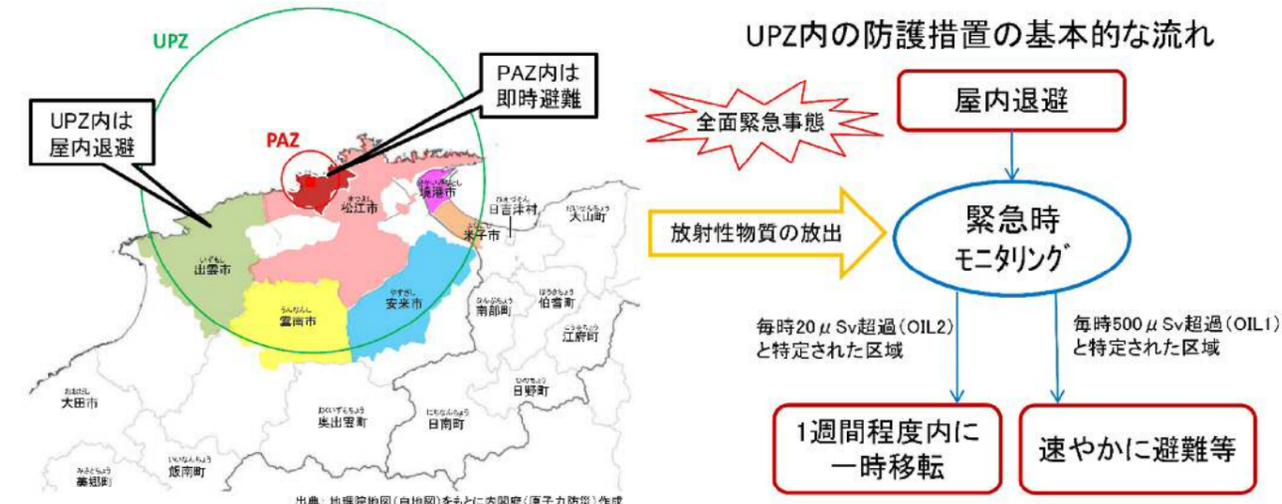
緊急事態の初期対応段階では、放射性物質の放出前から、必要な防護措置を講じる



## 3. UPZ内における防護措置の考え方①

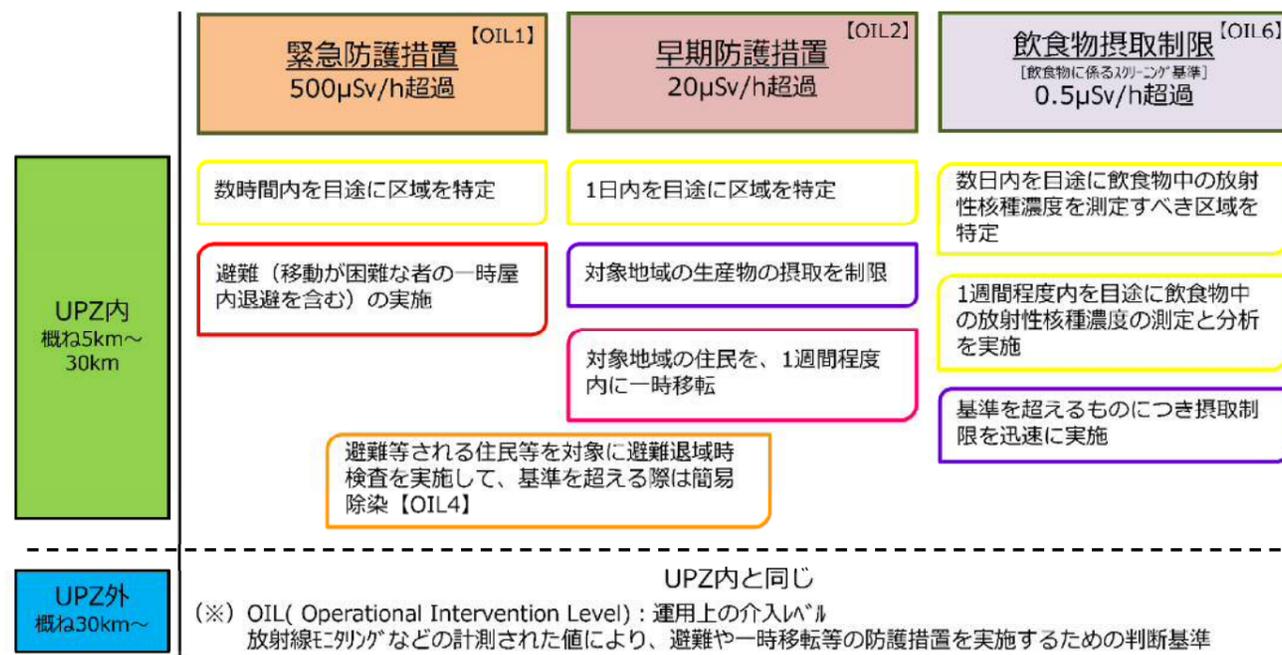
全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階で、UPZ内住民は、屋内退避を開始

万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加する恐れがあるため、屋内退避を継続



## 4. UPZ内における防護措置の考え方②

放射性物質放出後に、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定。OIL2に該当する毎時20μSv/hを超える区域を1日内を目途に特定し、特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を実施



# 広域避難先と避難ルート

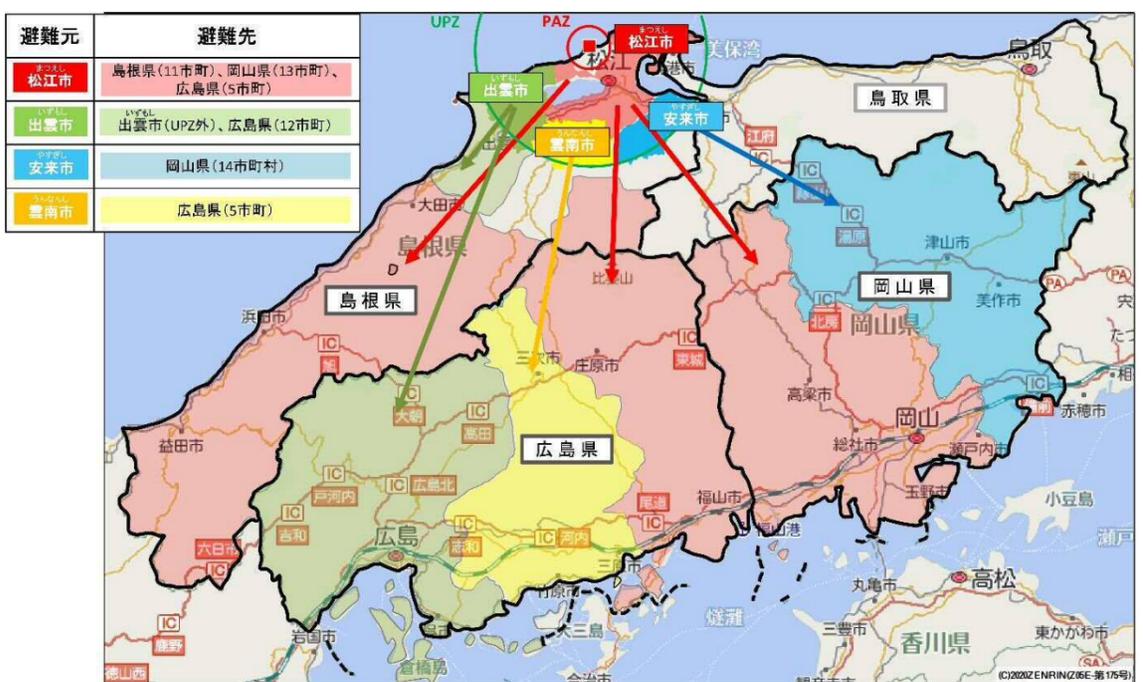
## 1. PAZ 及び UPZ の各自治体における広域避難先

PAZ 内、UPZ 内の各市住民の避難先は、県内・県外（岡山県、広島県）で確保地区ごとにあらかじめ避難先及び避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他のルートを設定し避難を実施

### (1)PAZ 避難先

避難元	避難先	
	避難経由所	避難所数
鹿島地区 (6,365 人)	大田市 大田高校、第一中学校、朝波小学校	避難所 : 14 か所 広域福祉避難所 : 2 か所
生馬地区(一部) (1,083 人)		長久小学校 避難所 : 10 か所 広域福祉避難所 : 1 か所
古江地区(一部) (1,261 人)		旧温泉津中学校、温泉津地区運動場、湯里地区区体育館 避難所 : 8 か所 広域福祉避難所 : 6 か所
島根地区(一部) (984 人)	奥出雲町 横田公園	避難所 : 15 か所 広域福祉避難所 : 6 か所

### (2)UPZ 避難先



## 2. PAZ 内の避難経路（松江市内中心部での渋滞回避）

宍道湖・大橋川で南北に分断される地形となっている松江市内中心部での渋滞を回避するため、松江市橋北エリアの避難経路について、①～③をポイントに設定

- ① 道路規格が高く、地震による被害を受けにくい幹線道路を中心とすること
- ② 交通信号機の多いエリアはできるだけ通行させない避難ルートとすること
- ③ 市中心部の4橋（松江大橋、新大橋、宍道湖大橋、くにびき大橋）を極力通らないこと



## 3. 避難を円滑に行うための対応策

島根県警交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を導入。避難経路上の信号を一斉に「青色灯火」とすることで、避難する車両は優先的な通行が可能。また、ウェブサイト「島根県避難ルートマップ」を作成。地区ごとの一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、避難指示や道路の渋滞情報などを提供

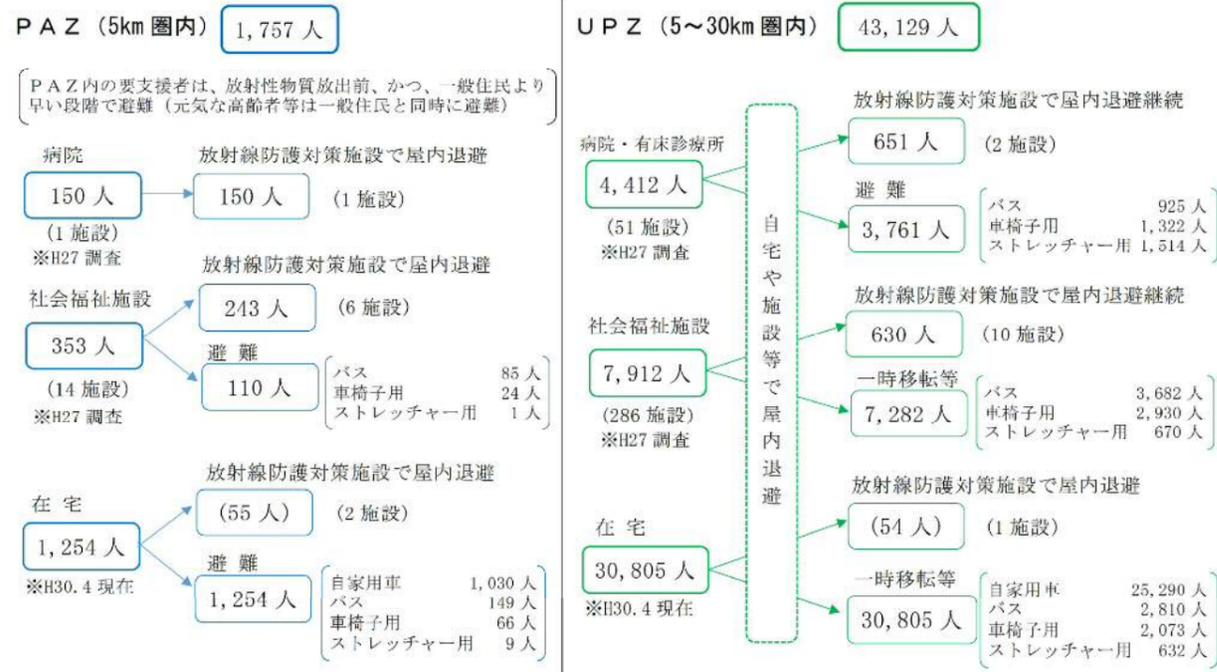


「原子力災害時の避難・誘導システム」イメージ

「島根県避難ルートマップ」

# 避難行動要支援者対策

## 1. 避難行動要支援者数



出典:しまねの原子力 2021

## 2. 避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者等は、安全に避難が実施できる準備が整うまで、放射線防護対策機能を付加した放射線防護対策施設へ屋内退避を実施



〔放射線防護対策施設数:社会福祉施設 16施設、病院 3施設、防災拠点 7施設〕

## 3. UPZ 内の医療機関・社会福祉施設の避難先

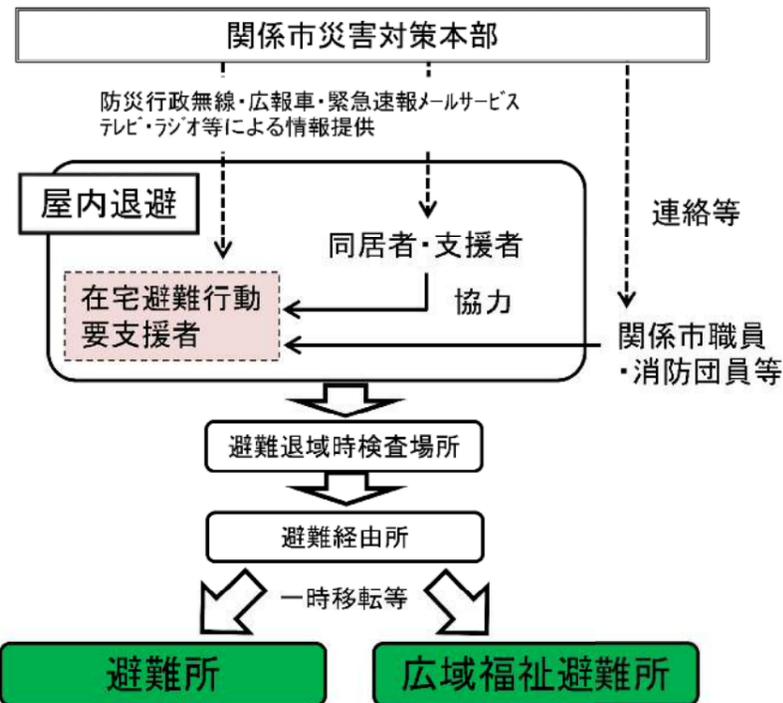
医療機関の入院患者は、島根県が関係機関及び近隣県と調整し、病態に応じた避難先医療機関を確保し避難

社会福祉施設の入所者は、あらかじめ定めた広域福祉避難所に施設ごとの避難計画に基づき避難

施設区分	避難元施設		避難先施設	
	施設数 (施設)	入所定員 (人)	受入施設数 (施設)	受入見込人数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)	47	5,835	569	18,255
社会福祉施設(入所)	介護保険施設等	213	7,835	395
	障害福祉サービス事業所等	90	1,420	
	小計	303	9,255	
合計	350	15,090	964	49,672

施設ごとの避難計画に基づき避難

## 4. UPZ 内の在宅の避難行動要支援者の防護措置



在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、屋内退避・一時移転等を実施